

東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「44,250円」を「44,270円」に改め、同表零歳児保育指定保育園嘱託医の項中「48,980円」を「48,930円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。